

かながわ市民オンブズマン

第20回総会議案書



真庭産の木材で建てられた市立・美甘小学校

Photo by Masayoshi Sato

日時 2016年4月23日(土) 午後1時半より
場所 開港記念会館 6号室

目 次

2015年度活動報告	1
2015年度収支決算報告書	5
テーマ別報告1(市庁舎住民訴訟の新しい段階)	6
【資料1-1】2015年12月4日 横浜市記者発表資料	10
【資料1-2】2015年12月5日 神奈川新聞	12
【資料1-3】2015年9月10日 東京新聞	13
【資料1-4】2016年3月19日 東京新聞	14
【資料1-5】2016年4月8日 横浜市記者発表資料	15
テーマ別報告2(横浜市のカジノ誘致を許さない)	17
【資料2-1】2015年6月 月例会資料	20
【資料2-2】2015年9月 全国大会カジノ分科会資料	21
テーマ別報告3(「教育委員会の採決方法に関する調査」)	24
【資料3-1】無記名実施教委一覧	26
【資料3-2】2016年3月1日 要望書	28
【資料3-3】2016年3月3日 東京新聞	30
2016年度活動方針	31
2016年度予算案	32
2016年度月例会日程(予定)	33

県内オンブズマン活動報告 目次

かわさき市民オンブズマン	34
NPO法人 葉山町民オンブズマン	37
さがみはら市民オンブズマン	38
オンブズマン大磯	39
オンブズマン松田	40
ちがさき市民オンブズマン	44
横須賀市民オンブズマン	45

2015年度活動報告



1. 概観

2013年度から取り組んできた横浜市新市庁舎問題は、柱となる住民監査請求・住民訴訟を進めるだけでなく、そこから派生した問題につき、情報公開請求不服申立・訴訟、国賠請求訴訟と取り組みを広げてきた。情報公開請求については、審査会から、“随意契約についての透明性の要請、市庁舎整備という公共性の高い事業における説明責任”等の判断を引き出し、これが本年度に実施された建築工事設計施工業者の選定結果に関しての情報提供、情報公開の拡大につながったと評価できる。また、住民監査請求の門前払いの横行については、国賠請求訴訟で「違法」との判断を勝ち取り、今後の運用の改善が期待できよう。

月例会は、カジノ問題、議会・議員、入札制度、包括外部監査(警察費)などメインテーマを設定し学習会や意見交換を行う月が多かった。新たな活動についての意見交換もできたが、進めることができていないテーマ(情報公開請求制度活用についての情報提供、議会傍聴など)もあり、次年度の課題である。月例会や広報紙がきっかけになり、県内に新たなオンブズマンが結成されたことは喜ばしい。

2. 活動内容の検証

(1) 2014年度の活動方針は次のとおりであった。

1 県および横浜市議会を多角的にチェックしよう

(議会の活性化を目指し、議会での「議論」の中身をチェックする。政務活動費の不正支出が各地で多発している実態を踏まえ、政務活動費の透明度アップを求める。)

2 税金の無駄遣いを許さない

(横浜市の新市庁舎建築等差止めを求める住民訴訟に引き続き取り組む。地域の特性を活かした再生可能エネルギーの情報収集をする。入札制度変更の動きを注視し、改悪に反対する。横浜市へのカジノ賭博場誘致をストップさせる。)

3 県および県内自治体の行政運営の透明度、情報公開度のアップを

(横浜市新庁舎に関する情報公開請求訴訟等を進め、情報公開の制度、運用の改善を働きかけるとともに、情報公開請求の活用につき情報発信する。秘密保護法の廃案に向けて活動するとともに、運用を監視する。教育委員会の審議や採決の透明化をはかる取り組みを継続する。)

4 活動基盤の充実と県内各地域の市民オンブズマンとの連携

(積極的な広報活動を行うとともに、オンブズ活動の経験やノウハウを、行政への働きかけを行う市民や団体に提供し、交流を広げる。県内各地域の市民オンブズマンと共通の課題に取り組んで連携を深める。)

(2)活動内容の概括

横浜市新市庁舎問題、カジノ賭博場誘致問題、教育委員会の透明化の取り組み、については、テーマ別報告1～3 のとおり。

以下、その他の活動につき、上記活動方針に沿って報告する。

<1 議会を多角的にチェックする>

政務活動費について、かながわ市民オンブズマンは神奈川県議会に対し、2012年12月ほか数回、支出の適正性、透明性確保のための改善を求めてきた。2014年、兵庫県議の号泣会見をきっかけにメディア・市民の関心が高まり、神奈川県議会でも、2015年4月改正の「政務活動費の手引き」では、「支払証明書」の廃止、会計帳簿の提出義務を定めた。しかし、その後も実際には発行していない広報紙代の不正計上などの問題が明らかになっている。

2015年度は、全国市民オンブズマン連絡会で政務活動費を2015年全国大会の主要テーマとする取り組みを続けているが、かながわオンブズでは、月例会等で全国連絡会や各地オンブズの取り組みを紹介するにとどまった。

月例会では、政令市選出の県議の必要性・役割についてや、横浜市庁舎問題等に関連して、議員個々人に緊張感をもって審議に臨むよう求める取り組みについて、意見交換を行った。

<2 税金の無駄遣いを許さない>

(a)横浜市新市庁舎問題

→ テーマ別報告1 **【資料1－1～5】**

(b)自治体・地域レベルのエネルギー施策を考える

『里山資本主義』で「世界でも最先端のエネルギー革命が進んでいる」と紹介された真庭市を訪れた。

全国オンブズ兵庫大会に引き続き、9月6－7日に実施。参加者17名。

森林組合、原木・建材業者、行政が協力して、バイオマスにより森林保全を活性化させ、その利益を山元に還元することにより森林保全を促進するというシステムをつくりあげている現場を見学した。

(c)横浜市へのカジノ賭博場誘致に反対する

→ テーマ別報告2 【資料2－1，2】

(d)入札の総合評価落札方式学習会

9月の月例会で、大川代表幹事を講師に、『総合評価落札方式』を考える」学習会を開催し、談合体制のバックアップにつながりかねない・評価が恣意的に運用される危険性があるなどの問題点と、透明性を確保するために何が必要かを考えた。

(e)警察費に対する包括外部監査結果についての学習会

神奈川県が平成26年度包括外部監査結果報告書(神奈川県警察における警察費の執行状況及び財政的援助団体等)について、包括外部監査補助者をつとめた藏本隆会員を講師に、1月および2月の月例会で学習会を行った。

<3 県および県内自治体の情報公開度、行政運営の透明度のアップ>

(a)教育委員会の審議や採決の透明化をはかる取り組み

→ テーマ別報告3 【資料3－1～3】

(b)情報公開請求の活用取り組み

新市庁舎整備に伴う事業準備支援業務の委託業者選定のためのプロポーザルで業者から提出された提案書の非公開については、前年度に情報公開訴訟及び横浜市情報公開・個人情報保護審査会への異議申立を行ったところ、審査会から開示すべきとの答申が出され、横浜市は、答申にしたがい、4月28日(個人情報部分を除き)非公開部分を全部開示した(訴訟は取下げた)。

2015年度に実施された建築工事設計施工業者の選定では、技術提案書は一部非公開分は残ったものの情報公開度は大幅にアップした。

情報公開請求のノウハウを広く情報発信していく取り組みは進めることができなかったが、次年度は始動させたい。

<4 活動基盤の充実と県内各地域の市民オンブズマンとの連携>

9月7－8日に開催された第22回全国市民オンブズマン兵庫大会(大会テーマ「そんなんあかんでー！役所と議会」)には、かながわ市民オンブズマンの会員16名が参加(大会参加者総数は260名)。

大会に先立つ調査(「ふるさと創生1億円事業」情報公開請求)にも参加した。

今年度は、県内にオンブズ団体が3つ設立された。①前回総会で設立予定との挨拶をいただいた横須賀市民オンブズマンが2015年5月30日に設立総会。総会後の公開鼎談会に、かながわオンブズ前代表幹事の黒下行雄さんが出席。②黒下さん、かながわオンブズ会員の大津八郎さんが設立にあたり相談を受け、三浦市でも、三浦市民オンブズマンが8月28日に発足。③かながわオンブズ広報誌がきっかけになり、2015年11月11日、ちがさき市民オンブズマンが発足。代表幹事の綾部祥一郎さんが出席。

市民団体「さかえ市民共同事務所」からオンブズ活動紹介の依頼があり、5月9日、事務局(小沢)が活動報告をした。

3. 運営関係

(1) 人事体制

代表幹事	大川隆司	佐藤満喜子	保坂令子	綾部祥一郎	石崎明人
事務局長	小沢弘子				
会 計	細野ひで子				
会計監査	平川篤子				
顧 問	木村和夫				

(2) 広報誌・ホームページ

広報誌は隔月刊で122号から127号までの6回発行。

昨年度の終わりに開始した、電子メールの一斉送信による会員への情報提供を今年度も継続(第15～19号まで)。

(3) 会員の動向

会員数は15年度末で151名(14年度末は152名)

14年度入会者は7名、退会等8名。

当年度会費納入者83名(前年度会費納入者102名)。

月例会は、4月と8月を除く10回開催し、1回当たりの参加者数は平均16.5人で、昨年度(18.5人)よりやや減少している。

(4) 財政状況

「2015年度決算報告書」のとおり

2015年度 収支決算報告書

収入の部

(単位:円)

科 目	予 算	実 績	摘 要
前年度繰越金	5,014,085	5,014,085	
会費	300,000	254,750	15000×1名 3000×77名 1250×1名 2250×1名 2500×1名 2750×1名
寄付金等	0	34,000	会員からの寄付
収入利息	1,000	624	銀行利息
雑収入	0	6,465	食事代の残金等
収入合計	5,315,085	5,309,924	

支出の部

(単位:円)

科 目	予 算	実 績	摘 要
<運営費>①			
会場費	30,000	21,240	総会及び例会の会場費
通信費	5,000	0	
事務用品(消耗品)費	50,000	0	
会費	23,000	20,000	「全国市民オンブズマン連絡会議」年会費 20,000円
電話代、ネット接続料	45,000	41,472	電話、ネット接続料
雑費	2,000	1,848	ロッカー使用料、振込手数料
小 計	155,000	84,560	
<運動費>②			
企画費	700,000	797,780	全国大会参加費補助(15名) 300,000円、 真庭ツアー一式 497,780円
旅費交通費	100,000	38,746	広報誌発行作業、役員会出席
郵送費	200,000	186,360	広報誌郵送費
印刷費	60,000	97,606	広報誌・学習会等の印刷、コピー用紙代、封筒印刷代
広報誌紙代・印刷機ブリペイドカード	30,000	32,000	印刷機ブリペイドカード代
公文書費	50,000	1,120	
資料購入費	30,000	5,000	包括外部監査資料
講師謝礼など	60,000	0	
小 計	1,230,000	1,158,612	
<横浜市庁舎住民訴訟対策費>③			
弁護士費用	840,000	720,000	弁護士費用10,000円/月×12カ月×6名
裁判費用	0	323,837	印紙代、切手代、コピー代等
小 計	840,000	1,043,837	
①+②+③ 合計	3,065,000	2,287,009	
予備費(繰越金)	2,250,085	3,022,915	
支出合計	5,315,085	5,309,924	

上記のとおり、報告いたします。

2016年4月5日

会 計 細野 ひで子

2015年度の収支決算報告書を監査した結果、適正であることを認めます。

会計監査 平川 篤子

市庁舎住民訴訟の新しい段階

代表幹事 大 川 隆 司

1 昨年度の取組み目標

(1) 横浜市は、新市庁舎に関する「設計・施工一括発注」契約締結までのスケジュールをすでに2014年12月の段階で公表していた。それは、

2015年 6月に入札公告

同年10月に入札実施

同年12月に仮契約締結

2016年 2月に（市会の議決を経て）本契約締結
というものであった。

(2) 市が進める新市庁舎整備計画は、現在の行政棟（延床面積21,000㎡、09年4月までに約50億円かけて震度7に対する免震工事済）を使用することをやめ、「必要」な床面積全部（140,800㎡）を、中区北仲通にUR（独立行政法人都市整備機構）から08年3月に購入した土地（13,500㎡）の上に新築する、というものである。

(3) そのための建設費用を市は667億円と想定した。1㎡あたり47.4万円である。本庁勤務者6,000人のために合計延140,800㎡の市庁舎が必要、という市の説明をうのみにするとしても、そのうち21,000㎡分については現行政棟を引きつづき使用することにすれば、約100億円の費用が節約できる。

$$(21,000 \text{ ㎡} \times 47.4 \text{ 万円} / \text{㎡} = 99 \text{ 億} 5400 \text{ 万円})$$

しかも、現議会棟を取りこわした跡地に残りの120,700㎡の建物を建てる余地があるから、庁舎が2カ所に分かれる心配もない。

(4) 地方自治体はその事務を処理するにあたって、つねに「最少の経費で最大の効果を挙げる」ということを目標としなければならない。そのことは地方財政法4条や地方自治法2条14項に明記されている。この規定に照らせば、新市庁舎を全面新築方式で整備することは「100億円のムダづかい」という違法行為にあたる。

(5) そう考えた私たちは、前記契約等の差止めを求めて2014年12月に

横浜氏監査委員に対し住民監査請求をしたが、監査委員はこの請求について審査をすること自体を拒否し、2015年1月19日付でその旨を通知して来た。

私たちはこれに対し2015年2月18日付で

- ① 契約等の差止めを求める住民訴訟と、
- ② 監査委員の違法な審査拒否に対する損害賠償請求とを同時に提起した。

- (6) これら訴訟にとりくむ目的は、昨年度の議案書に、
「私たちが今年2月にあらたな住民訴訟を提起した目的は、遅くとも来年2月の市会までに、新市庁舎建設の差止めを命じる内容の一審判決を獲得することにある。」と書かれたとおりである(7頁)。

2 横浜地裁の不当判決とこれに対する控訴

- (1) しかし残念なことに横浜地裁は2015年11月25日に、①、②の両訴訟とも私たちの請求を棄却する、という不当判決を下した。

- (2) ①の事件については、建築費用が高い選択肢を選ぶことがただちに違法となるわけではないと判断するとともに、市が予算措置を伴わないままにURから超高層ビルの建築を引受けたことも違法ではない、と判断し市の主張をうのみにした。

市当局の主張は、要するに

「URとの間の建築引受契約の拘束力により、市は北仲通にビルを建てる義務があるので、そのビルを市庁舎として利用するのが一番安あがり」というものだ。

建築引受契約のように費用の負担を伴う契約は、予算の裏付けがなければ無効、という地方自治法の規定(214条)に従えば、URとの契約に義務づけられることはありえないのだが、地裁判決はこの解釈を取らなかったわけである。

- (3) ②の事件について横浜地裁は、監査委員が監査を拒否したことが違法であるという点は認めたものの、住民の監査請求権は個人的利益のためでなく公益のために行使する権利なので、これを侵害しても損害賠償義務はない、と判断した。

国家賠償法が保護する対象は私的利益だけ、などという考え方は今や過去のものとなっている。そのことは海外在住者に投票権を保障しないことについて賠償を命じた最高裁大法廷判決(05. 9. 14)の存在によっ

ても自明である。

(4) 私たちは①、②の各不当判決に対し2015年12月8日付で控訴を申立てた。

①の事件は、東京高裁第8民事部（高世三郎裁判長）に係属し、2016年3月10日第1回弁論期日が開かれた。

第2回は6月9日（11時00分、809号法廷）に予定されている。

事態の変化に伴い、請求内容を変更する必要があることは後述する。

②の事件は、東京高裁第24民事部（高野伸裁判長）に係属し、2016年3月1日に第1回弁論期日が開かれ、4月12日の第2回期日で結審、判決言渡期日は5月19日（13時15分、717号法廷）と指定された。

3 契約締結済という新事態の下で

(1) 私たちの住民訴訟が進行している間にも、市当局は新庁舎整備に向けてスケジュールを消化し、2015年12月4日には入札結果が発表された。

竹中工務店と西松建設のJVが679億3200万円（税込み）で落札した。この落札価格は市が設定した入札予定価格の94.5%にあたる。

入札において最も安い価格を提示したのは大成建設（676億0800万円）だったが、「総合評価落札方式」が適用された結果、「技術評価点」において大成（137.4点）を上回った竹中・西松JV（139.0点）が「逆転勝利」した。

（ → **資料1-1** 2015. 12. 4 横浜市記者発表資料

→ **資料1-2** 2015. 12. 5 神奈川新聞記事）

(2) その後2016年2月24日付の横浜市会の議決に基づき、市と竹中・西松JVとの間の本契約が締結された。

工期は2020年5月までと設定されている。

経済アナリストは、「基本的には20年に向けて人件費も資材価格も上がる傾向が続く」と見通している。

（ → **資料1-3** 2015. 9. 10 東京新聞記事）

横浜市当局もそのことを承知しているからこそ、横浜美術館の改修工事については、「東京五輪前で建築資材や人件費の高騰が予想される時期を避け、21年度以降に着手する」ことを予定している。

（ → **資料1-4** 2016. 3. 19 東京新聞記事）

新市庁舎の工事代金は、「679億3200万円」をスタート地点として、どこまで増額されるものか予測は不可能である。

- (3) 一方で市当局は、「新市庁舎への移転」が実現した後の、現市庁舎や、その敷地の利用方法について「市場調査の結果」を発表した。

(→ **資料 1-5** 2016. 4. 8 記者発表資料)

それによれば、「現市庁舎行政棟は関内の歴史を継承する施設として活用を基本に利用計画を検討します」と記載されている。

このことは現行政棟が現役の建物として立派に使用に耐えることを当局が自認していることを示すものである。

現行政棟を活用すれば、100億円の公金支出が抑えられるということ忘れて市当局は、2016年度の待機児童対策に、49億3200万円の予算しか組んでいない。おカネの使い方を間違えているのである。

- (4) ともあれ、自民党、公明党、民主党の賛成により契約議案は議決され、新市庁舎整備に関する「設計施工一括発注」契約は締結されてしまった。

従って、その「差止め」請求訴訟はもはや維持しえないので、100億円というムダづかいの損害を横浜市に与えた責任者（市長、副市長、議案に賛成した市会議員）の賠償責任を追及するほかはなくなった（ただし建設資金調達のための地方債発行の差止めを請求する訴えはひきつづき維持される）。

- (5) URとの間の建築引受契約は議会による予算の裏付けを伴わない、拘束力のないものであるにもかかわらず、市当局が拘束力ありというウソをついて横浜市に巨額のムダな支出を強いた責任、および与党議員がそれに追随した責任を、私たちの住民訴訟は追及していく。それは市政をチェックするという議会の本来的役割を確立するために必要不可欠の問題提起であろうと考える。

もう一つの国賠訴訟も、監査委員の本来的役割を確立させるための問題提起であり、いずれもひきつづき本年度の重要テーマである。

平成 27 年 12 月 4 日
総務局管理課

『横浜市市庁舎移転新築工事』の 落札者が決定しました。

横浜市市庁舎移転新築工事については、平成 27 年 6 月 16 日に「高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式」による一般競争入札（WTO）の公告を行い、10 月 8 日から 13 日の期間に 5 者から技術提案資料の提出及び入札がありました。

技術提案と入札金額を総合的に評価し、本日 **竹中・西松建設共同企業体を落札者として決定** しましたので、お知らせします。

1. 落札者

落札者	竹中・西松建設共同企業体
契約金額（税込）	67,932,000,000 円（予定価格（税込）：71,895,600,000 円の 94.5%）※1
工事期間	契約日から平成 32 年 5 月 29 日まで
落札者の所在地	横浜市西区花咲町 6 丁目 145
提案概要	地下 2 階/地上 31 階/塔屋 2 階、延床面積：約 140,700 m ² 、建物高さ：約 152m 構造：コンクリート充填鋼管構造/鉄骨鉄筋コンクリート造/鉄筋コンクリート造 中間層免震構造+制振構造

※1 新市庁舎整備費 約 749 億円のうち、約 30 億円（低層部内装等工事費）は、平成 30 年度に別途工事として発注予定

2. 入札結果

入札参加者名	評価値※2	入札金額（税抜き）	技術評価点	結果
A 竹中・西松建設共同企業体	0.2209	62,900,000,000 円	139.0	落札
B 大成建設株式会社	0.2194	62,600,000,000 円	137.4	
C 株式会社大林組	0.2010	64,560,000,000 円	129.8	
D 清水建設株式会社	0.1903	65,570,000,000 円	124.8	
E 鹿島建設株式会社	0.1899	63,700,000,000 円	121.0	

※2 評価値の算出について

横浜市市庁舎移転新築工事では、企業の独自技術や工法・ノウハウを幅広く取り入れるとともに、価格面での競争も行う「高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式」を採用しています。事業者の技術力と入札金額の双方を総合的に評価した「評価値」の最も高い者を落札者としてしました。

評価値の算出方法： 評価値 = 技術評価点 ÷ 入札金額 × 100,000,000
(160 点満点)

裏面あり

3. 技術提案の評価

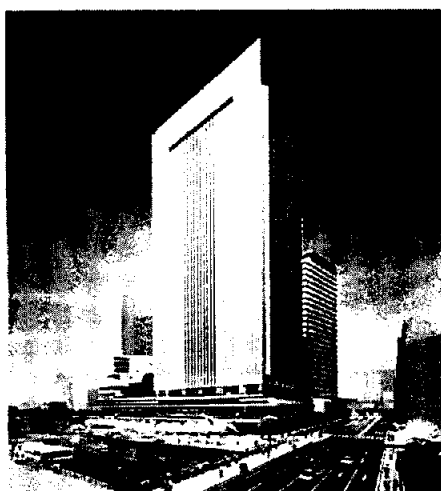
1) 横浜市が求めた高度技術提案

大地震発生時における業務継続を考慮した耐震技術や、環境未来都市にふさわしい環境技術などの技術提案に加え、低層部及び高層部の建築・構造・設備と建築デザインに関する総合的な提案、こうした高度技術を確実に実現させるための体制や取組姿勢に関する提案を求めました。

2) 評価委員会による評価

外部有識者で構成する横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会を11月19日に開催し、技術提案の審査及び評価を行いました。10月8日～13日に提出された技術提案は、いずれも本事業への熱意が感じられるものであり、応募者の技術力の高さが反映された質の高い内容でした。

落札者の提案では、耐震技術については、高層部の揺れを抑制するため、免震構造と制振構造を組合せた構造計画や、詳細な地盤調査等による安全性の高い構造計画に関する提案を評価しました。また環境技術については、断熱性能の高い外装による空調負荷の低減、自然換気など外気の活用、高度な空調・照明制御の採用により、発注仕様書で求めた消費エネルギー30%削減に対して40%削減とする提案を評価しました。



技術提案の補足資料として提出されたイメージ図です。実際の建物は今後設計を行い決定します。

4. 今後の予定

平成28年1月中旬	入札結果報告書※3の公表
平成28年2月	第1回市会定例会に契約締結議案提出（可決後本契約） 設計着手
平成29年夏頃	本体工事着工
平成32年1月31日	本体工事完了（仮使用開始）→移転準備
平成32年6月末	新市庁舎供用開始予定

※3 入札結果報告書は、評価委員会の内容など事業者選定の過程についてまとめたものです。

(参考) 入札手続きの経緯等について	【別紙－①】
技術提案項目抽出の流れ	【別紙－②】
技術評価点一覧	【別紙－③】

新市庁舎整備について <http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kanri/newtyosya/>

お問合せ先			
事業に関すること	総務局管理課新市庁舎整備担当課長	佐藤 康博	Tel 045-671-4112
工事・技術提案に関すること	建築局施設整備課新市庁舎整備担当課長	大場 重雄	Tel 045-671-4488
入札契約手続きに関すること	財政局契約第一課長	鈴木 康介	Tel 045-671-2280

12/5

神 奈

第3種郵便物認可

竹中・西松JV選定

新市庁舎工事 技術力など評価

横浜市は4日、新市庁舎移転新築工事の一般競争入札で、入札があった5者の中から竹中・西松建設共同企業体（JV）を落札者に決めた、と発表した。契約金額は679億3200万円（税込み）。2016年2月の市会定例会で可決後に本契約し、17年夏ごろ本体工事に着手する。

（石尾 正大）

市によると、入札は6月16日から10月13日にかけて、技術力と金額の双方を総合的に評価する「高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式」で実施。同JV、大成建設、大林組、清水建設、鹿島建設の5者が入札した。

予定価格（税込み）は、新市庁舎整備費約749億円から18年度に別途工事として発注予定の低層部内装等工事費約30億円を除いた718億9560万円。同JVの入札金額（税別）は最低金額ではなかったが、技術評価点は最も高かった。

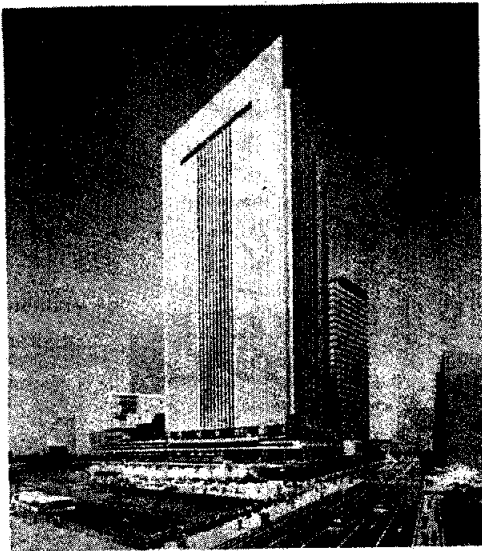
提案では地上31階（高さ約152メートル）、地下2階。免震と制振を組み合わせた構造計画や、断熱性能の高い外装による空調負荷の低減と自然換気など外気の活用などにより消費エネルギー

を40%削減するとした技術提案が評価された。

16年2月の第1回市会定例会に契約締結議案を提出し、可決後に本契約を締結、設計に着手する。17年夏ごろ本体工事に着手し、20年1月末に本体工事完了。同年6月末に供用を開始するとしている。

総合的な「評価値」順の入札結果は次の通り。

竹中・西松建設共同企業体（入札金額629億円、技術評価点139・0）▽大成建設（626億円、137・4）▽大林組（645億6千万円、129・8）▽清水建設（655億7千万円、124・8）▽鹿島建設（637億円、121・0）。



竹中・西松建設共同企業体による新市庁舎イメージ図（横浜市提供）

新国立危うい「1550億円」

建設資材、人件費 なお上昇基調

二〇二〇年東京五輪・パラリンピックの主会場となる新国立競技場の工費が、政府が上限とした千五百五十億円を超える恐れが強まっている。安倍政権の経済政策「アベノミクス」の影響で建設資材費や人件費が上昇し、専門家の見立てでは今後もこの傾向が続くためだ。工費が増えれば国民負担に直結する。

(山口哲人、小松田健一)

工費上限額 変動の恐れ

「公共工事設計労務単価」(建設労働者の一日当たり人件費)は東日本大震災直後の一一年度、全職種平均で一万三千四百七十円。第二次安倍政権が二二年十二月に発足し、公共工事を増やすと単価は上昇し、一五年二月に一万六千六百七十八円に達した。

新国立が建設される東京は特に労務単価が高く、鉄筋工二万四千八百円、溶接工二万七千二百円(いずれも一五年二月)など大半の職種で全国最高水準だ。

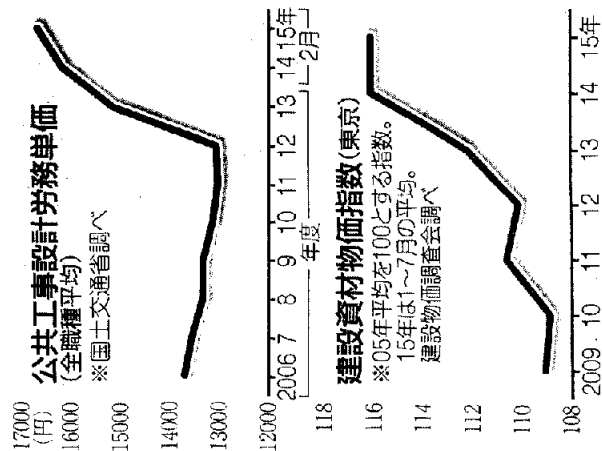
建設資材も同様。一般財団法人建設物価調査会の統計では、建設資材物価指数(〇五年平均=一〇〇)もアベノミクスの影響で三年から上昇。現在二二六台で推移している。

建設業界に詳しいSMB C日興証券の川嶋宏樹アナリストは、東京で大型建設工事が続くことに触れ「基本的に二〇年に向け、人件費も資材価格も上がる傾向が続く」と見通す。

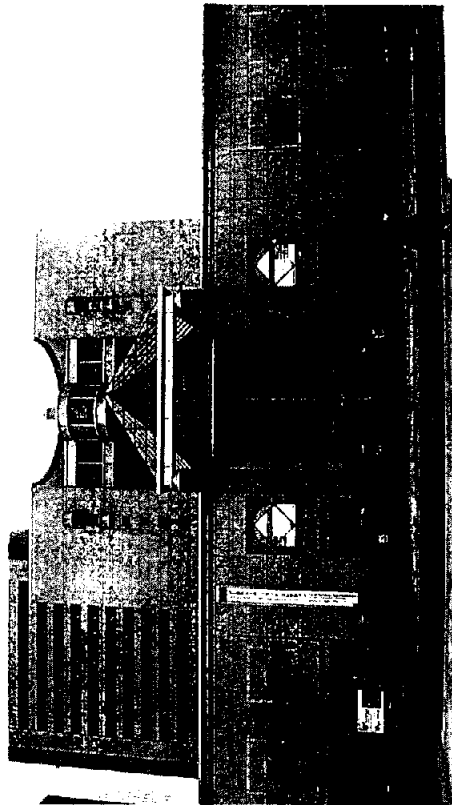
大手ゼネコンの技術士は、震災復興に伴う資材高騰にも触れ「千五百五十億

円に収まるか疑問」と指摘。別の大手ゼネコン幹部は「赤字が目に見えているから、手を挙げる社は少ないだろう」と予測する。

政府の新たな整備計画では、「資金または物価等の変動」が生じた場合「公共工事標準請負契約款」に準じるとして、契約額を変更できる仕組みにした。政府関係者は「物価と資金の動向に感じ、千五百五十億円の上限も変動する」と明言する。千五百五十億円は消費税率8%で計算しており、一七年四月に10%に上がれば、その分も増える。



進む老朽化／満杯迫る収蔵品

横浜美術館改修
計画5年遅れに

完成から二十七年が過ぎ老朽化が懸念される横浜美術館（横浜市区）「写真」の大規模改修計画が、当初の想定より五年ほど遅れていることが市などへの取材で分かった。二〇二〇年東京五輪に間に合わせるため一九年度までに工事を終える予定だったが、他の施設の改修を優先したという。美術品の収蔵・収集などに影響が出る可能性があるが、市は計画の遅れを公表していない。

(志村彰太)

市、関内ホールを優先

横浜美術館は一九八九年の横浜博覧会に合わせ、みなとみらい地区に開館した。建物は鉄筋コンクリート八階建てで、日欧の近現代芸術作品を収蔵、紹介している。一四年度の入館者数は五十三万人。

外見上はきれいな現代建築だが、市文化振興課は「不具合も出てきている」と話す。四・七階の収蔵庫は満杯に近づき、拡張が必要。収蔵できる限界量を市は試算していないが、近年では毎年三百点ほど収蔵数を増や

し、昨年は計一万二千点を超えた。

美術品の適切な保存に欠かせない空調設備は、交換の目安となる設置後二十年が近づいている。トイは同時に多くの人が使うと話まり、敷地内の地面はうねりが発生している。

大規模改修では、これらの課題や不具合を全て解決する予定だった。

市はもとより、「二五年度から改修の検討作業に着手し、一八年度から工事。その翌年度に

完了する」とする検討資料を作成。一四年度に修繕の必要箇所を洗い出す調査で「数十億～百億円かかる」と試算していた。

ところが、昨年三月、公共施設を管理する市営企業課と文化振興課の話し合いで、「美術館より古い関内ホール（八六年完成）の改修を優先すべきだ」と指摘があった。このため、美術館の後に取り掛かる予定だった関内ホールと優先順位を変更した。

変更後の計画では、関内ホールを二六～一八年度に改修した後、美術館の改修に取りかかる。東京五輪前で建築資材や人件費の高騰が予想されるこの時期を避けるため、着手は二年度以降までずれ込む見通しだ。文化振興課は「東京五輪や横浜トリエンナーレに間に合わせようとしたが、五年は遅れる」と話す。

文化振興課は「内部での検討にすぎず、公表の必要はない」と説明するが、計画は一四年度の包括外部監査で外部監査人に示されている。監査報告書には「一九年度のしゅん工をめぐり大規模改修工事の計画を策定している」と書かれており、インターネットで公表されている。

市は三面、緊急性のあるトイなどの小規模な修繕をする予定だが、収蔵庫や空調は先送りになった。

収蔵庫の拡張延期について、文化振興課は「容量がオーバーすることはないと思うが、収納の仕方などを工夫してもらえない」としているが、美術館関係者からは「収蔵庫は既に満杯に近く、美術品の収蔵に影響が出る可能性がある」との声が出ている。



平成 28 年 4 月 8 日
都市整備局都心再生課

現横浜市庁舎街区及び教育文化センター跡地の土地活用の方向性をまとめました (サウンディング型市場調査の結果発表)

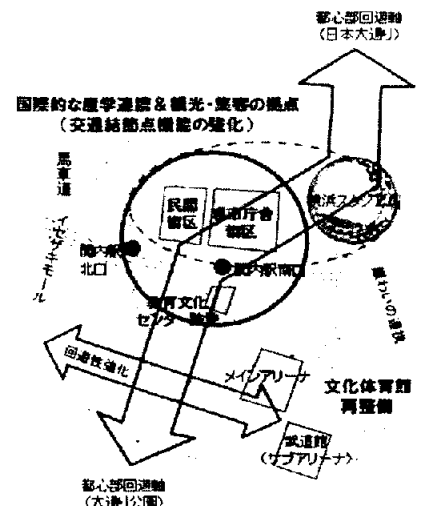
1 土地活用の方向性

横浜市は、新市庁舎整備（平成 32 年 6 月供用開始予定）を契機とした関内駅周辺地区の新たな魅力と活性化の核づくりに取り組んでいます。

これにより、開港以来の横浜経済の発展を支えてきた関内・関外地区及び都心臨海部全体の活力向上につなげていきます。

このたび、サウンディング型市場調査を踏まえて、土地活用の基本的な考え方をまとめましたので、お知らせします。

今後、庁内での検討や地元・市民・有識者等のご意見を伺いながら平成 28 年度に事業実施方針としてまとめていきます。



(1) 土地活用の基本的な考え方

- 国内外に強みのある研究（先端技術、文化芸術、健康医療、国際・観光等）を行う大学・大学院等の立地により、関連する産業・研究機関の集積と人材育成を図り、**国際的な産学連携拠点の形成**を目指します。

これにより、開港の地にふさわしい**新たな価値の創造と都市ブランドを確立**し、本市の**国際化と経済活性化**を推進します。

＜主な機能（例）＞・大学・関連産業、産学のグローバル化を推進するセンター機能
・新たな文化・産業創造のためのインキュベーション機能
・公民連携での教育プログラムの研究・開発 等

- 都心臨海部再生の動き（山下ふ頭開発や新たな交通の導入等）や既成市街地・横浜文化体育館再整備・横浜スタジアムと連携した**観光・集客の拠点形成**を目指します。

これにより、都心の新しい活力をつくる**賑わいと観光回遊の拠点形成**による**関内・関外地区の結節点を強化**します。

＜主な機能（例）＞・交通結節点、宿泊・案内、商業、スポーツ・エンターテインメント 等

(2) 事業手法

- ・**公民連携**を基本に、役割分担や公有地活用等の**事業の仕組み・制度設計**等を検討します。
- ・**現市庁舎行政棟**は関内の歴史を継承する施設として**活用を基本**に利用計画を検討します。
- ・**教育文化センター跡地**は、**解体物件付の土地売却**を基本に検討します。

(3) スケジュール

- ・平成 28 年度：事業実施方針決定、平成 29・30 年度：事業者公募手続、平成 32 年度～：事業着手
(民間街区のまちづくり・教育文化センター跡地活用は、今後の検討により別途実施する場合があります。)

※ 土地活用の基本的な考え方を実現していくために必要となる横浜市の取組みへの意見・要望については、公共公益性及びまちづくり上の妥当性をしっかりと議論し、平成 28 年度に結論を示します。

(裏面あり)

2 サウンディング型市場調査結果の概要

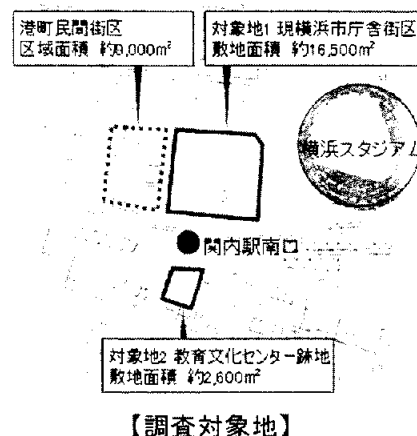
(1) 参加状況

■参加団体数 25 団体

■業種内訳 開発・不動産事業者 10 社、総合建設業 5 社、
大学・専門学校 6 法人、
教育・文化関係 2 社、その他 2 社

(2) 調査結果の概要（詳細は別紙）

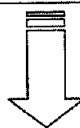
- ・開発・不動産事業者からは、首都圏の貴重な駅前大規模事業地として、現市庁舎街区、民間街区、教育文化センター跡地を一体的に計画（事業は区分）したいとする提案が多くありました。
- ・土地活用については、関内での業務ニーズは厳しいものの、山下ふ頭開発と連携した観光用のホテル、駅前の立地を生かした医療、商業、教育、居住の事業提案がありました。
- ・施設の配置については、教育、市民利用等の公共公益的利用は現市庁舎街区、ホテル、居住、商業等の収益施設は民間街区及び教育文化センター跡地とする傾向があり、民間街区は、再開発手法により交通広場等の基盤再編と高度利用を一体的に進めたいとする提案がありました。
- ・大学等の教育文化関係について、関内の環境及び交通利便性から立地希望が多数ありました。IT、文化、医療等の国内外に強みのある研究で産業との連携も見込める提案がありました。ソフト的には科学分野の教育や不登校児童対策など教育分野での公民連携を希望する提案もありました。
- ・既存庁舎棟は、大規模商業施設の提案を除き、関内地区のシンボリック施設として、またコストの最小化や早期利用の視点で活用する計画が多数ありました。
- ・教育文化センター跡地では、先行利用の希望や解体物件付の土地購入は可能とする提案がありました。
- ・土地活用と合わせ、周辺地区の魅力創造等に向けたまちづくりやエリアマネジメントに取り組みたいとする提案がありました。



(参考) 検討プロセス

H26. 3

新市庁舎整備基本計画



横浜まちづくりラボ (H26. 7～)
・全体会 12 回
・テーマ別検討 26 回
・延べ約 1,200 名参加

H27. 12

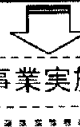
横浜まちづくりラボのアイデア



サウンディング調査 (H28. 1～)
・25 団体参加

H28. 3

土地活用の方向性



庁内検討、地元・市民・有識者意見聴取

H28 年度

事業実施方針

市が想定として示したまちづくりのテーマ

- ①アート＆デザイン
- ②成長産業
- ③観光・エンターテインメント
- ④スポーツ＆健康

地元、企業、専門家等の議論によるアイデア

- ①国際的な産学育成拠点
- ②ライフイノベーション拠点
- ③観光のゲートウェイ
- ④ソーシャルビジネス拠点

サウンディング調査を踏まえた横浜市の考え

横浜市の事業方針

お問合せ先

都市整備局 都心再生課 都心再生担当課長 立石孝司 Tel 045-671-3952

横浜市のカジノ誘致を許さない

岸 信 孝

横浜市が山下埠頭を 1 番手のカジノ特区に指定させようと画策していることが明々白々となった。この阻止に向けてのかながわ市民オンブズマンとしての取り組みと問題意識を簡単に振り返ってみたい。

I. 主な活動

(1) 横浜市「IR 等新たな戦力的都市づくり検討調査」報告書批判 広報第 123 号頁 3～5

横浜市は 2015 年 4 月、570 万円を費やして日本経済研究所に委託した IR 等新たな戦力的都市づくり検討調査業務の結果を発表した。都心臨海部の再生・強化、国際的な MICE 都市の拡充のために IR 導入は必然であるとし、4,100 億円にも上る経済効果を筆頭に、大きな雇用創出や税収増などの効果を強調した。

オンブズマンとして 6 月の月例会を中心に本報告書の学習を行い、次のように批判した。(→ **資料 2-1**)

- 調査プロセスや手法が杜撰で欠陥だらけである
 - 犯材対策、money laundering、ギャンブル依存症などの掘り下げがない
 - 経済効果の推計根拠(訪問客、消費額など)がでたらめ
- カジノを運営してゆくための膨大な社会的費用に触れていない
- なぜ IR にカジノが必要であるかの合理的説明が欠落している

横浜市にとって報告書自体の合理性や正当性は決して重要ではない。横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会の市への答申提出(2015/2/18)、林文子市長の市会予算特別委員会連合審査会(2015/3/18)における“魅力と活力あふれる都心臨海部を実現させるために IR は有力な手法”発言などの流れに呼応してカジノ誘致のトップランナーを目指す意思表示の一環であった。

(2) 第 22 回全国市民オンブズマン大会 ギャンブル・カジノ分科会(2015/9/6)に

参加

広報第 124 号頁 3～5

- ギャンブル依存症に実際に陥ってしまった 3 人の生の声に接し、個人の問題に矮小化してはいけないことを痛感する。

- 横浜からの報告はできなかったが、上記(1)の横浜市のIR検討調査報告書批判の資料を参加者に配布した。(→ **資料 2-2**)

この分科会でも多くの発言者から横浜がカジノ誘致のトップランナーとしての位置にあることの指摘があった。

- 「IR カジノに反対する決議」(案)に対して、経済効果の欺瞞性について明記が必要である旨を全体集会にて提起し、後日採択された。

(3) ヨコハマにカジノはいらない STOP Casino Campaign (2015/9/27)に参加

広報第 125 号頁 5~6

- 全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会の主催による集会で、大川代表をはじめ 4 人が参加した。
- 目玉は「カジノ幻想」の著者である鳥畑与一氏の講演で、要点は以下であった。

➤ 多くの海外事例の視察と分析からの結論: カジノによる地域振興や経済の活性化というのは幻想に過ぎない。

➤ 横浜市の「IR 等新たな戦力的都市づくり検討調査」報告書については:

- ✓ 全体的に極めて杜撰で、経済効果は恣意的である。
- ✓ カジノ、ギャンブルの負の面についてはほとんど触れていない。
- ✓ 経営面から見た採算性についても欠落している。

などと批判した。

(1)で展開したわたしたちの斬り口とほぼ同期しており、わたしたちの作業の合理性、正当性を補完したものと理解したい。

- 今回は国際行動デーとしての取り組みの一環で、台湾や米国のカジノ反対運動組織からのメッセージも披露された。

II. オンブズマンとしての問題意識

横浜市のカジノ誘致を絶対に阻止するために、改めてわたしたちの問題意識と実践課題を整理してみよう。

(1) カジノ全般

- + 新しい生産的富を生まない
- + 地域振興や経済活性化の起爆剤にならない

- Cannibalization(共食い)
- 税収入における代替効果 など
- + 地域コミュニティの破壊
- + 犯罪、自己破産、ギャンブル依存症などの増加に対する膨大な社会的コストの発生
- + 日本はすでにギャンブル大国(成人 4.8%、540 万人)
- + IR(統合型リゾート)はカジノ隠しである

(2) 横浜市の誘致

- + カジノ実施法案が成立すれば、1 番手のカジノ特区指定を狙っている
林市長、経済界(横浜商工会議所、京浜急行)、市会与党等 いっそうの注視が必要。
- + 誘致反対の理論の強化
 - 法的側面(e.g. 精神保健法第 2 条、横浜市暴力団排除条例第 3 条)
 - 反対批判派(e.g. 国際カジノ研究所所長木曾 崇)批判
- + さまざまな活動団体との連携や共同の追求(2017 年 8 月の市長選での争点化も)
- + 市民への訴え(継続的に何ができるか)

「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり」検討調査 報告書 （2015 年 3 月 横浜市）批評1. 報告書の結論が曖昧である

- 検討調査を委託された（株）日本経済研究所が市に提出した生の報告書そのものである。
- 報告書を受けての横浜市としての見解や方向性は打ち出されていない。
- 報告書自体は IR 導入を直接的に推奨するものになっていないが、経済波及、税収増、雇用創出などの効果を強調する中で、導入が必然であることを間接的に訴えている。公開後の IR の政治・経済情報の portal site におけるニュースでは、経済効果を中心に充実した報告書であるとの評価が多いが、その数字はあくまで前提に過ぎない。

2. 調査プロセスや手法の欠陥、不備

- 情報収集や整理もほとんどが既存資料、文献からの抜粋や引用に依っている。仕様書（委託に当たっての）上ではヒアリングも手段として挙げられているが、ごく限定的な有識者*ヒアリング（p. 33）以外は採られていない。（* 対象不明）
- 犯罪対策、裏社会排除、money laundering 対応など：日本における掘り下げがない。ギャンブル依存症と犯罪の関係の分析がない。
- 古いデータの使用が多い。（H17 年横浜産業関連表に基づいた経済効果算出（p. 40）など）

3. 調査報告書自体の欠点、欠陥

- Casino を健全に運営してゆくための膨大な社会的費用についてまったく触れていない。そもそもその視点が無い。
- そもそもなぜ IR に Casino が必然なのかの合理的説明がない。
+ なぜ Casino が“質の高い entertainment”なのか
- Casino 訪問客数見込み（国内 567 万人、海外 142 万人）は極めて恣意的で非現実的である。
- 高ギャンブル依存症国日本において、単純に他国の対策の参照、導入だけではまったく不十分であることは明白であるが、それについての言及がない。
- 仕様書では横浜市固有の懸案事項と対策を求めているが、欠落している。

4. IR(Casino)導入反対継続、拡大へ

- Casino 導入を国家の成長戦力にする誤りとそれに追随する愚
+ Casino の本質はあくまで賭博であり、本来は社会で禁ずるべき営み
- 文化芸術都市を標榜するのであれば、もっと異なる創造性を追求すべし。
- そもそも法案未提出、審議ゼロの段階で導入へ向けた先行的動きは不当である。

（p. 8.）感想として：こんな程度の業務委託成果物に 570 万円もの大金をつぎ込むとはいかにももったいない。

横浜市「IR等新たな戦略的都市づくり検討調査」報告書 (2015年4月末公開) 批判

かながわ市民オンブズマン
岸信孝

1

「IR等新たな戦略的都市づくり検討調査」報告書批判

目的:

1. 報告書の中身を理解し、その問題点を整理する。
2. 横浜市のカジノ誘致阻止に向けて:
 - ① 会の中での中身の共有
 - ② 運動の拡大・強化のための検討
 - ③ ②の実践 (他組織との連携も含む)

プロセス:

1. 報告書批判の担当(複数)決め <6月>
2. 月例会における担当からの概説と共有化 <7月>
3. 広報誌(7/15付け)に2の結果を掲載
4. 第22回 全国市民オンブズマン 兵庫大会での該当分科会 <9月>
に参加 → 分科会の成果の反映
5. 市民へのはたらきかけを中心とする反対運動の実践

資源:

1. 横浜市「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」報告書
2. 本ドキュメント
3. その他参考資料

2

報告書の作成過程と横浜市の動き

1. 報告書の作成

- IR検討調査に1,000万円を計上（2014年度予算）
- IR等新たな戦略的都市づくり検討調査業務委託の入札・開札 2014年5月
 - ◆ 入札参加 4社
 - ◆ 570万円提示の(株)日本経済研究所が落札
 - ◆ 業務履行期間：契約日～2014年12月22日
- 横浜市の報告書公開 2015年4月

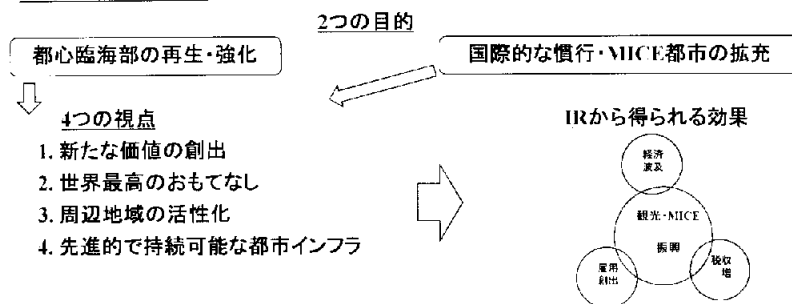
2. 横浜市その他動向

- 「山下埠頭開発基本計画検討委員会」
 - ◆ 設置 2014年6月
 - ◆ 第4回委員会(2015/7/2)において答申案を了承→市長へ提出 2015年7月
- 倉庫業者との間で立退き(借地権買取り)交渉開始 2014年7月
- 横浜市都心臨海部再生マスタープラン審議会が市に答申提出 2015年2月
- 林文子市長 カジノなどIR導入の意義を強調(於:市会予算特別委員会) 2015年3月
- 2015年度予算: IR検討調査に前年と同額の1,000万円を計上

3

報告書概要

1. IR導入の目的と効果



2. 経済効果

- IR売上・観光消費の経済効果（毎年）= 約4,100億円（直接=2,561億円、波及=1,583億円）
 - 就業者増：約4万1千人
 - 税収：約61億円
- 直接効果の内訳
 - 直接効果2,561億円= 横浜IR内カジノ売上（一般客+VIP）851億円 + 国内客・海外客純増分の消費（観光消費）1,710億円
 - 横浜IR内カジノ訪問客数=709万人= 国内567万人+ 海外142万人

4

報告書批判（6月の月例会における検討資料からの抜粋）

1. 報告書の結論が曖昧である

- 検討調査を委託された(株)日本経済研究所が市に提出した生の報告書そのものである。
- 報告書を受けての横浜市としての見解や方向性は打ち出されていない。
- 報告書自体はIR導入を直接的に推奨するものになっていないが、経済波及、税収増、雇用創出などの効果を強調する中で、導入が必然であることを間接的に訴えている。公開後のIRの政治・経済情報のportal siteにおけるニュースでは、経済効果を中心に充実した報告書であるとの評価が多いが、その数字はあくまで前提に過ぎない。

2. 調査プロセスや手法の欠陥、不備

- 情報収集や整理もほとんどが既存資料、文献からの抜粋や引用に依っている。仕様書(委託に当たっての)上ではヒアリングも手段として挙げられているが、ごく限定的な有識者*ヒアリング(p. 33)以外は採られていない。
(* 対象不明)
- 犯罪対策、裏社会排除、money laundering対応など：日本における掘り下げがない。
ギャンブル依存症と犯罪の関係の分析がない。
- 古いデータの使用が多い。(H17年横浜産業関連表に基づいた経済効果算出(p. 40)など)

3. 調査報告書自体の欠点、欠陥

- Casinoを健全に運営してゆくための膨大な社会的費用についてまったく触れていない。そもそもその視点がない。
- そもそもなぜIRにCasinoが必然なのかの合理的説明がない。
+ なぜCasinoが“質の高いentertainment”なのか
- Casino訪問客数見込み(国内567万人、海外142万人)は極めて恣意的で非現実的である。
- 高ギャンブル依存症国日本において、単純に他国の対策の参照、導入だけではまったく不十分であることは明白であるが、それについての言及がない。
- 仕様書では横浜市固有の懸案事項と対策を求めているが、欠落している。

5

今後の活動に向けて

環境

- 「カジノ法案」 今国会も見送り
- 山下埠頭の再開発：第1期工事予定地の大手倉庫会社が立退き決定
- 横浜市の積極姿勢（菅 & 林連携、プロジェクトチーム発足、など）
- 京浜急行(株)が事業者として名乗り（2014年8月に新規事業プロジェクトチーム立上げ）

視点

- カジノ誘致反対の理論の強化
 - ◆ ギャンブル依存症、犯罪、money laundering 等の問題はもとより
 - ◆ 特に「経済効果」の欺瞞性について
- 持続的で効果的な市民へのはたらきかけ
- さまざまな活動団体との連携と共同
- 横浜市へのはたらきかけ

6

「教育委員会の採決方法に関する調査」報告

代表幹事 佐藤 満喜子

＜2回目の全国調査を実施＞

当オンブズマンでは、横浜市教育局が、従来は挙手採決で行ってきた教科書採択の採決を無記名投票に変更したことをきっかけに、教育委員会会議の採決方法についてアンケート調査を行っている。無記名投票は、各教育委員ごとの判断を永久に闇に葬る採決方法であり、情報公開制度を骨抜きにする採決方法だからである。2012年6月には、調査対象を県内から全都道府県・政令市の全教育委員会に拡大して全国調査を実施した。

この第1回全国調査から3年が経ち、この間に無記名投票実施が集中した教科書採択が全国一斉に行われた。経年変化を調査するため、2015年10月、第2回の全国調査を行った。

＜無記名投票採決実施が増加＞

調査の結果、2014年度・2015年度に無記名投票採決を実施したのは、全97教育委員会のうち14教育委員会で、前回よりも8教育委員会増加していた。

内訳は、6都道府県（栃木県・東京都・香川県・宮城県・山口県・新潟県）、5政令市（千葉市・横浜市・静岡市・名古屋市・熊本市）、県内4市町村（横浜市・座間市・山北町・清川村）の教育委員会である（太字は今回初めて実施、横浜市は重複）。

実施された案件は、今回も教科書採択が11件で集中しており、残り3件は教育委員長選挙（新潟県・山北町・清川村）であった。ただし教育委員長選挙は、教育委員会制度の変更により、今後は行われない。

実施理由については、「不当な圧力を防ぐ」「自由な投票を確保」など前回と同様で、今回も必然性は見出せなかった。教育委員が、不当な圧力に屈せず、良識を持って判断するのは、公人として当たり前であり、委員はその覚悟を持って就任しているはずである。市民に対する説明責任があるにも関わらず、市民の知る権利を犠牲にするのは筋違いであろう。（→ **資料3-1** 無記名実施教委一覧）

＜会議公開の調査を追加＞

今回の調査では、無記名投票実施が集中した教科書採択の採決について、会議公開したかどうかの質問を追加した。挙手採決であったとしても傍聴ができなければ、市民に開かれた運営とはいえないからである。

その結果、2015 年度の場合、14都道府県・4県内市町村の教育委員会が非公開としており、政令市ではすべての教育委員会が会議公開していた。

今回の調査で、採択案件を非公開審議しているのは都道府県教委に多いことが判明した。特に宮城県・山口県・香川県は、非公開会議のうえ無記名投票で採決という二重のブラックボックスになっている。都道府県教育委員会は、国は、教科書採択について、会議公開など情報公開に積極的に努め、説明責任を果たすよう通知している。この通知を市町村教委に伝え、指導する都道府県教委が透明性確保に消極的では話にならない。大半の教委で公開が実現していることなので、公開審議とすべきである。

＜要望書送付と会議録調査＞

これら無記名投票実施および採択審議非公開の教育委員会には、「調査報告書」とともに改善を求める「要望書」も送付した。（→ **資料 3－2** 要望書）

教育委員会会議の審議・採決は、会議録に記録・保存されるが、役職名のみや要点筆記もあり、内容把握が十分にできない場合もある（→ **資料 3－3** 2016. 3. 3 東京新聞記事）。今後は、会議録の形式調査も必要であろう。次年度に、神奈川県内調査の実施を提起したい。

＜2015年無記名投票採決実施の案件・理由一覧＞
 調査対象 47都道府県・20政令市教育委員会 回答率100%
 調査対象期間 2014年度・2015年度(2014年4月1日～2015年10月30日)

＜47都道府県教委：無記名投票採決実施の案件・理由一覧＞★印は今回初めて実施

教育委員会名	質問4方法	質問5案件	実施理由	26年度採択	会議公開	27年度採択	会議公開
宮城県教育委員会★	無記名	27年度教科書採択	歴史教科書の選定に当たり、県立中学校2校の教科書を「両校別々」とするが「両校共通」とするかの採決について非公開による審議である点や他県等での先例等を踏まえ無記名投票とした。歴史教科書の選定に当たり、どの発行者の教科書を使用するかの採決について、非公開による審議である点や他県等での先例等を踏まえ、無記名投票とした。	その他	非公開	無記名・その他	非公開
栃木県教育委員会	無記名	27年度教科書採択	個人が特定できない無記名投票による採決により、合議制である教育委員会の意思決定や責任の範囲に影響が生じることがない一方、教科書採択はじめ個人の思想・信条に関わる案件については、無記名投票を用いることでより自由な採決となることが期待できるものと考えられるため	案件なし	*	無記名	公開
東京都教育委員会	無記名	26、27年度教科書採択	外部からの不当な圧力を防ぎ静謐な採択環境を確保するため	無記名	公開	無記名	公開
山口県教育委員会★	無記名	27年度教科書採択	記名投票の場合、だれがどの教科書に投票したのかが明らかとなり、不当な圧力等が教育委員個人に及ぶ等、将来にわたって静謐な環境が保てなくなることが懸念されるため	その他*	その他	無記名	非公開
香川県教育委員会	無記名	26、27年度教科書採択	複数の候補から一種を決定するにつき、委員長が判断	無記名	非公開	無記名	非公開
新潟県教育委員会★	無記名	教育委員長選挙	教育委員長選挙・教育委員会会議規則第10条に規定されているため、会議は公開	挙手	非公開	挙手	非公開

＜2015年無記名投票採決実施の案件・理由一覧＞

（調査対象期間 2014年度・2015年度（2014年4月1日～2015年10月30日））

＜20政令市教委：無記名投票採決実施の案件・理由一覧＞★印は今回初めて実施

教育委員会名	質問4万 注	質問5案件	実施理由	26年度採択	会議公開	27年度採択	会議公開
千葉市教育委員会	無記名	26、27年度教科書採択	外部からの働きかけに左右されることがなく、適切な採択環境が確保され、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるため。なお本市は会議を公開しているため、審議の中で各委員の意見が表明され、それらについての論議を経た後の投票となることから、合議体としての意思形成の過程は明らかにされている。	無記名、挙手	公開	無記名、挙手	公開
横浜市教育委員会	無記名	26、27年度教科書採択	静謐な環境で採決をすすめるため	無記名	公開	無記名	公開
静岡市教育委員会★	無記名	27年度教科書採択	教育委員の自由な投票を確保するため	挙手	公開	無記名	公開
名古屋市教育委員会★	無記名	27年度中学校用社会（公民、地理、歴史）採択	各委員による意見の一致が困難であったため	その他	その他	無記名・その他	公開
熊本市教育委員会★	無記名	26、27年度教科書採択	会議の中で無記名投票による採決を行う旨決定した	無記名	公開	無記名	公開

＜34神奈川県内教委：無記名投票採決実施の案件・理由一覧＞★印は今回初めて実施

教育委員会名	質問4	質問5案件	理由	26年度採択	会議公開	27年度採択	会議公開
横浜市教育局委員会	無記名	26、27年度教科書採択	静謐な環境で採決をすすめるるため	無記名	公開	無記名	公開
座間市教育委員会	無記名	26、27年度教科書採択	規則に基づく。前年の無記名投票時にご意見をいただき、記名投票等に移行しようとしたが、委員会の規則改正等の事務が間に合わなかったため	無記名	公開	無記名	公開
清川村教育委員会★	無記名	教育委員長の選挙	今後の委員会の円滑な運営のため※選挙案件の審議は公開	その他・口頭確認	公開	その他・口頭確認	公開
山北町教育委員会★	無記名	教育委員長の選出について	教育委員会会議規則により選挙の方法が規定されているため・公開案件	挙手	非公開	挙手	非公開

教育委員会 教育長 様
教育委員様

教育委員会会議の無記名投票採決についての要望書

2016 年 3 月 1 日

かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川隆司 保坂令子 佐藤満喜子

綾部祥一郎 石崎明人

231-0007 横浜市中区弁天通 2-21 アトム関内ビル

大川隆司法務事務所内

E-mail ; kana-ombuds@nifty.com

FAX 045(664)7822

当オンブズマンでは、2015 年 10 月に、都道府県及び政令市と、神奈川県内の全教育委員会を対象とした「教育委員会の採決方法（無記名投票）に関する調査(第 2 回)」を行いました。貴教育委員会からもご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

その結果、調査対象であった 2014 年度及び 2015 年度 10 月末日までの期間について、無記名投票による採決を行っていたのは都道府県では 6 教育委員会、政令市では 5 教育委員会、神奈川県内では 4 教育委員会（政令市との重複 1）あり、その案件は、12 教育委員会が教科書採択、3 教育委員会が委員長選出でした。

無記名投票は、各教育委員の賛否が不明だけでなく、記録を取らないために情報公開そのものが成立しません。審議の最終過程を永久に闇に葬り、万一不公正な判断が行われてもそれを検証することさえできない不明朗な採決方法です。調査では、実施理由も問いましたが、合理的な必要性は見いだせませんでした。

より自由な評決が可能になる、外部からの不当な圧力を避ける、静謐な環境を維持するなどは、情報公開制度の開始直後の非公開理由に見られた内容であり、このような理由は、制度の進展のなかですでに克服されてきたはずです。

また、今回初めて質問した教科書採択の採決時の会議公開については、ほとんどの教育委員会が傍聴者を入れる公開案件としていたものの、14 都道府県教育委員会・2 政令指定都市・神奈川県内 4 町教育委員会が非公開案件としていました。

つきましては、「開かれた行政」を推進するため、以下の項目を要望します。

要望項目

- 1 教育委員会会議の採決は、非公開とすべき具体的な必要性がある場合を除き、傍聴者、市民に公開し、各教育委員がどのような判断をしたのかが明らかになるようにしてください。
- 2 無記名投票は、各教育委員の判断の記録すら作成しないという極めて無責任な採決方法であるため、実施しないでください。

要望理由

- (1) 各教育委員の意思表示が非公開となること

無記名投票方式をとると、投票が傍聴者の面前で行われたとしても、また、投票結果が公表されたとしても、教育委員各人の意思表示については公開されないこととなり、各委員の意思がどのようなものであったかの事実確認さえ不可能となります。したがって無記名投票は、情報公開・会議公開の趣旨を全く無にする採決方法です。

教育委員が公職である以上、重要な職務である会議の採決における意思表示を明らかにするのは、委員として当然の責務です。無記名投票は、それぞれの教育委員の責任を不明確にし、事実を闇に葬る極めて無責任な行為です。

2015 年末から、教科書発行会社による検定中の教科書の閲覧や謝礼が問題になっています。13 社が教員・校長ら 5159 人に検定中の教科書を見せ、そのうち 4006 人に謝礼などを渡していた（2016 年 2 月 11 日現在）と報道されました。中には教育長や教育委員も含まれており、採択への影響は調査中とのことです。このような場合、無記名投票をしていたのでは、事後の検証だけでなく、採択結果に影響していなかったとしても教育長・委員の身の潔白を立証することはできません。

（２）無記名投票実施の理由が不明確であること

「地方教育行政の組織および運営に関する法律（以下「地教行法」）」は、「教育委員会の会議は、公開する。」とし、公開を原則とすることを定め、非公開にできるのは「人事に関する事件その他の事件」としています。

調査で無記名投票が行われた案件は、教科書採択の採決および教育委員長の選任でした。

特に教科書採択の手続きについては、毎年、国の指導により、公正であることや開かれた採択を行うよう通知されており、調査したほとんどの教育委員会では公開で審議・採決をおこなっています。

公開が原則となっている教育委員会会議のなかで無記名投票、つまり非公開部分を生じさせる以上、了承した教育長・委員には実施の理由を市民に示すという説明責任が生じますが、調査で説明された実施理由は、いずれも必然性を説明しうるものではありませんでした。無記名投票実施は、例外措置としての非公開の乱用であり、法規に反する不適正な行為といわざるをえません。

（３）会議の非公開は、具体的な必要性がある場合に限ること

教育委員会会議は公開が原則であり、非公開は人事、個人情報の保護、試験問題や入札価格など具体的・必然的な理由のある場合に限定するべきです。今回調査した教科書採択の審議・採決は非公開が妥当とはいえず、同じ事務を行うほとんどの教育委員会が公開しており、国も透明性の確保に留意するよう求めています。

以上

2016年(平成28年)3月3日(木曜日)

(東京新聞)

東

教科書採択

無記名投票17教委に増

97教委調査「透明化進まず」

二〇一四、一五年度の小中学校の教科書採択で、全国の主要な教育委員会のうち、前回の一〇、一一年度より七教委多い延べ十七教委が採択を無記名投票で決めたことが、かながわ市民オンブズマン(横浜市中区)の調査で分かった。同オンブズマンは「全く透

明化が進んでいない。各委員は自らの決定に名前を出して責任を負うべきだ」と指摘している。

調査は〇九年に横浜市教委が採択を挙手から無記名投票に変えたのを機に始め、二回目。今回は、小学校の採択があった一四年度と、中学校の採択があった一五年度について四十七都道府県、二十政令市と神奈川県内三十市町村の計九十七教委にアンケートした。

首都圏の都県、政令市教委の教科書採択方法

	2014年度	2015年度
無記名投票	東京都、横浜市	栃木県、東京都、横浜市
一部無記名投票	千葉市	千葉市
挙手のみ	茨城県、埼玉県、神奈川県、さいたま市、川崎市、相模原市	茨城県、埼玉県、千葉県、さいたま市、川崎市、相模原市
会議非公開	なし	千葉県

(注)太字は10、11年度から採択方法が変わった教委

年度の中学校教科書の採択では、この六教委に加え、

栃木県、静岡市などの十一教委が採用。「外部からの不当な圧力を防ぐため」「教育委員の自由な投票を確保するため」といった理由が挙げられていた。

このほか、委員の投票行動が議事録に残らない挙手のみでの採択を、小学校で五十八教委、中学校で六十一教委が実施。採択時の会議を非公開とした教委は、小学校で十六教委、中学校で十八教委あった。同オンブズマンの佐藤満喜子さんは「無記名や非公開だと、どこか後ろめたいところがあるのではないかと思ってしまう」と話している。

2016年度活動方針



1 県および横浜市議会を多角的にチェックしよう！

- ・議会の活性化を目指し、議決に対する議員の責任を追及する
- ・政務活動費の透明度アップを求める

2 税金の無駄遣いを許さない！

- 横浜市の新市庁舎整備の無駄遣いを追及する住民訴訟に引き続き取り組む
- 地域の特性を活かした再生可能エネルギーに関する調査研究を行う
- 横浜市へのカジノ賭博場誘致をストップさせる
- リニア新幹線建設が沿線地域等に与える悪影響を多角的にチェックし、税金の投入を許さない
- 特定の個人を識別するための番号(マイナンバー)制度の費用対効果を検証する

3 県および県内自治体の行政運営の透明度、情報公開度のアップを！

- 教育委員会の審議や採決の透明化をはかる取り組みを継続する
- 情報公開請求の活用につき情報発信する
- ・情報公開を後退させる秘密保護法の廃案を求めるとともに運用を監視する

4 活動基盤の充実と県内各地域の市民オンブズマンとの連携

- ・会員の拡大と会員の活動への参加を図る
- ・積極的な広報活動を行うとともに、オンブズ活動の経験やノウハウを、行政への働きかけを行う市民や団体に提供し、交流を広げる
- ・県内各地域の市民オンブズマンと共通の課題に取り組んで連携を深める
- ・全国市民オンブズマン連絡会議との連携に努める

人事案

- | | | |
|---|------|----------------------------|
| 1 | 代表幹事 | 大川隆司、佐藤満喜子、保坂令子、綾部祥一郎、石崎明人 |
| 2 | 事務局長 | 小沢弘子 |
| 3 | 会 計 | 細野ひで子 |
| 4 | 会計監査 | 平川篤子 |
| 5 | 顧 問 | 木村和夫 |
- (以上、全員留任)

2016年度 収支予算書(案)

収入の部

(単位: 円)

科 目	前年度実績	今年度予算	摘 要
前年度繰越金	5,014,085	3,022,915	
会費	254,750	300,000	3,000円×100名
寄付金等	34,000	0	
収入利息	624	0	
雑収入	6,465	0	
収入合計	5,309,924	3,322,915	

支出の部

(単位: 円)

科 目	前年度実績	今年度予算	摘 要
<運営費>①			
会場費	21,240	30,000	月例会及び総会の会場使用料
通信費	0	5,000	
事務用品(消耗品)費	0	5,000	
会費	20,000	40,000	「全国市民オンブズマン連絡会議」年会費 20,000円 「包括外部監査の通信簿」印刷費寄付20,000円
電話代、ネット接続料	41,472	45,000	
雑費	1,848	2,000	ロッカー使用料、振込手数料等
運営費小計	84,560	127,000	
<運動費>②			
企画費	797,780	800,000	全国大会参加補助400,000円(20,000×20名)、 研修ツアー
旅費交通費	38,746	50,000	広報誌発行作業、役員会出席
郵送費	186,360	200,000	広報誌郵送費
印刷費	97,606	100,000	広報誌・学習会等の資料印刷、コピー用紙代、封筒印刷費
広報誌紙代・印刷機プリペイドカード	32,000	35,000	
公文書費	1,120	50,000	情報公開請求
資料購入費	5,000	50,000	
講師謝礼など	0	90,000	
運動費小計	1,158,612	1,375,000	
<横浜市庁舎住民訴訟対策費>③			
弁護士費用	720,000	720,000	弁護士費用10,000円/月×12ヵ月×7名
裁判費用	323,837	100,000	
小計	1,043,837	820,000	
①+②+③ 合計	2,287,009	2,322,000	
予備費(繰越金)	3,022,915	1,000,915	
支出合計	5,309,924	3,322,915	

2016年度月例会 日程（予定）

原則第3水曜日の開催です。

学習会や交流集会を適宜折り込みます(会場等が変更になる場合がありますので、広報誌やホームページでご確認をお願いします)。

日 時	会 場
5月18日(水) 18時～20時	かながわ県民活動サポートセンター705号室(24名)
6月15日(水) 18時～20時	かながわ県民活動サポートセンター603号室(18名)
7月20日(水) 18時～20時	かながわ県民活動サポートセンター703号室(18名)
9月21日(水) 18時～20時	かながわ県民活動サポートセンター709号室(24名)
10月19日(水) 18時～20時	かながわ県民活動サポートセンター709号室(24名)
11月16日(水) 18時～20時	会場未定
12月21日(水) 18時～20時	会場未定
1月18日(水) 18時～20時	会場未定
2月15日(水) 18時～20時	会場未定
3月15日(水) 18時～20時	会場未定

☆全国市民オンブズマン連絡会議

第23回全国大会(香川大会)は

2016年9月24日～25日に高松市の「サンポートホール高松」
で開催予定です。

☆全国大会に引き続いて(25日～26日)の視察ツアーも実施予定です。

かわさき市民オンブズマン 2015年度活動報告

今期は、これまで継続して取組んできた水道1次訴訟とガントリークレーン訴訟が終わり、引続き水道2次訴訟に取組むとともに、土地開発公社の塩漬け土地問題、入札状況の調査、第三セクターへの天下り問題、マイナンバー違憲訴訟など、新たな取組みを開始しつつある。

第1 水道問題

1 1次訴訟

2011年1月26日に提訴した高額料金支出差止・返還請求訴訟（1次訴訟）の判決が、2015年8月26日に横浜地裁で言渡された。神奈川県内広域水道企業団に支払った高額過ぎる用水料金の返還を求めた住民訴訟について、原告の請求を棄却するものであった。

企業団は、基本料金と称して川崎市に対し、実際には供給を受けることのない大量の用水に相当する費用負担を課している。その実質は、宮ヶ瀬ダム建設費の負担の割当てである。この結果、川崎市は割高な用水料金を押し付けられる結果となり、川崎市が他の構成団体（神奈川県、横浜市、横須賀市）に比べて過剰に支払ってきた受水料金の総額は、通算1540億円に及ぶ。

判決は、「過去に川崎市の受水単価が他の構成団体と比較して相当程度高くなっていた時期があった」ことは認めながら、川崎市が企業団受水を増やしたことによって現在は料金格差が軽減されており、川崎市にとって「極端に負担が重くなっているわけではない」から、企業団の料金制度は不合理なものとは言えないとした。

また、企業団の料金制度を正当化する理由として、「国民が等しく、均衡のとれた負担で、同質のサービスを受けられる状態を確保するという見地から・・・広域水道の理念は、合理性がある」とした。しかし、ナショナル・ミニマムの保障は国家が責任をもって行なうべきものであり、宮ヶ瀬ダムという巨大な公共事業の尻拭いを正当化するための理屈として使用させてはならない。

2 2016年度協定 基本料金7%減

判決こそ請求棄却されたものの、実質的には、私たちの問題提起が取り入れられ、2016年度から、川崎市の基本料金を1トン当たり3.7円下げ（40.5円→36.8円）、使用料金を1.5円上げるにより（12.5円→14円）、年間5億円の負担が軽減されることになった。

3 2次訴訟 契約締結差止訴訟

2014年11月27日、150名の川崎市民とともに、企業団との基本協定及び東京都との臨時分水に関する協定の締結差止請求訴訟を提起した。これは、市民1141名により住民監査請求が意見陳述の機会すらなく棄却されたことを受けたものである。

これまでに7回の口頭弁論が開かれ、川崎市が自己水源だけで十分に水道事業を遂行でき、高額な企業団受水は不要であることを主張立証してきた。し

かし、残念なことに2016年3月末に協定が更新されてしまった。そこで、今後は請求を差止めから損害賠償に切り替えて、水道行政の是正を求めていくことになる。

今後、老朽化した水道管路の更新が全国的な問題となることは明らかである。私たちは市民とともに、水道局が宮ヶ瀬ダム尻拭いに費用をかけるよりも、管路更新や耐震化、災害対策に注力すべきであることを訴えていく所存である。

第2 ガントリークレーン 控訴審判決

2015年9月16日、東京高等裁判所は、川崎港コンテナターミナルの3基目のガントリークレーンが不要であり、支出した約9億円の損害を賠償すべきであるとの私たちの請求を退けた。

理由は、①既存の2基のクレーンが老朽化し、故障が増えてきたことから、常時2基稼働するためには3基目が必要、②川崎港のコンテナ取扱高も増えてきており、一時的でもコンテナターミナルの都合によって貨物の積み下ろしが滞ることは円滑な物流が妨げられるという重大な問題であり、将来の増加をも見越して先行投資として設備を増強することも十分納得できる、というものであった。

しかし、故障といっても年数回のことで、極端に多いものではなく、コンテナ取扱高の増加にしても、既存の2基のクレーンでもまだまだ余裕がある程度でしかなく、将来の需要増加についても、明らかな根拠があるわけではない。

実際、3基目のクレーンが、1、2号機の代わりに使用されたのは、16か月でわずか14時間30分にすぎない。9億円もの税金を投入して建設したクレーンが、1か月あたり1時間も使われていないのである。

判決に対しては上告しなかったが、私たちは、川崎港に対する設備投資を監視し続けている。

第3 その他の活動

1 土地開発公社 情報公開請求

土地開発公社が先行取得したまま、長期にわたって市に売却せず、保有し続けている土地を「塩漬け土地」と呼び、従前から、各地のオンブズマンが問題解決を求めてきた。川崎市においても、かわさき市民オンブズマンなどの迫及により、一定の改善が図られた。

この度、それらの改善状況を検証し、未解決の問題を洗い直すため、改めて情報公開請求を行なったところ、多摩区生田緑地の中にも複数存在していたことがわかった。

調査の結果、これらは「緑地用地」として先行取得されていたことが判明し、会員が取組んでいる緑地指定を継続し、自然を保全する運動に利用されることとなった。

2 入札状況の調査

談合が行われている可能性を探るため、平成23年から同27年までの期間における土木及び建築の分野で、かつ、落札価格が5000万円を超えて

いる公共工事を対象として、落札率の調査を行なった。対象は、215件である。

その結果、談合の疑いが極めて強いとされる落札率95%以上のものが73件(34%)、このうち27件は99%を超え、最も高いものは99.97%(建築)、次いで99.96%(土木)、99.92%(建築)と続く。

また、談合の疑いがあるとされる落札率90%以上95%未満のものは、59件であった。落札率90%以上の公共工事の数は、合計132件となり、調査対象とした工事の61%を占めた。

全体的な傾向として、土木分野よりも建築分野の方が落札率が高く、約78%の工事が、落札率90%を超えていた。

その後、常に落札率が高い企業の抽出と分析を行なった。この結果、入札参加者の顔ぶれが同じ、5年間の落札件数が横並びなど、不審な点が浮かび上がってきた。引続き、調査・分析を重ね、談合の可能性を探っていく。

3 第三セクターへの天下り

市議会での質問を契機に、市職員の第三セクターへの天下り問題について再検討した。

2014年3月、「川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針」が改正され、在職期間の限度を原則として65歳までとした。しかし、これに反しているものが、2014年4月には主要23法人中3法人3名だったものが、2015年7月には9法人10名に悪化した。

市職員の再就職が必要な職種であるかどうか、また再就職した職員の出勤状況と報酬を情報公開請求するなどして、調査及び検討を継続している。

4 マイナンバー違憲訴訟

2015年10月から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」に定める12桁の個人番号(マイナンバー)の通知が開始され、2016年1月から、マイナンバーの利用が開始された。

2016年3月24日、全国最多の原告201名が、マイナンバー法は憲法13条が保障するプライバシーの権利を侵害するものだとして、同法による個人番号の収集、保存、利用、提供を禁止し、個人番号を削除することを求める訴訟を、横浜地裁に提起した。すでに提訴されていた仙台、新潟、東京、金沢、大阪地裁に続き、名古屋、福岡地裁とともに集団提訴したものである。かわさき市民オンブズマンからも、会員が原告もしくは弁護団として参加している。

5 全国大会

2015年9月5日～6日、神戸で行なわれた全国大会には、川口、町井、巽、岩坂の4名が参加した。

2015年度葉山町民オンブズマンは、『地方公共団体等に係る不正、不当な行為を監視、是正し、もって健全な住民自治に寄与すること』という定款第3条を基本に活動した。行政の施策の検証を行い、議会・委員会の傍聴により議員の行動や発言を監視し、適時陳情等で是正を促した。議員の政務活動費・政治資金収支報告書などの定点観測を継続。行政課題について、新聞折込みの『葉山町民オンブズマンだより』や、会員やサポーター向け機関紙『葉山町民オンブズマン会報』を通じて、葉山町の問題点を地域住民に解りやすく報告した。オンブズサイト(<http://hayamaombuds341.blog46.fc2.com/>)で情報開示も継続。

【活動の状況】

◇定例会の開催

- ・月例集会は12回開催。出席者は10名前後。例会議事録は、メールで全会員に発信。
- ・行政の動きや問題点、違法・不法・不作為等を監視し、議会・委員会を傍聴した。
- ・財政、人件費、公共下水道、ゴミ等の諸問題について情報交換と勉強会を行った。

◇機関紙の発行

- ・「定期会報」を4回発行し、会員・オンブズ支援者・町会議員(全員)に配布した。
- ・「オンブズマンだより」を発行(15年11月)。新町長1期目の業績を分析と、隣接する逗子市との住民サービス比較を、新聞折込みで町内全域に(12,000部)配布した。

◇組織人員について

- ・2016年3月末現在、正会員:19名 賛助会員:13名 サポーター:8名。
- ・高齢化による会員の減少が進むことへの対処の一つとして、町広報紙『広報はやま』に、オンブズの活動の紹介と新会員を募集中の広告を掲載するなどを試みた。

【主な活動の概略】

◇情報公開の不服申立ての審査期間短縮を求める陳情(14年12月-15年4月)

議会是不採択としたが(15年4月)、町は「審査期間は30日以内を目標」と改定した。

◇議員報酬検討結果の実施を求める陳情(15年6月)

議会は「議員報酬のあり方」を検討し、現行40万円に対し38万1,870円が妥当との結論を得たが、議会はこれを実施に移さず陳情提出するも(15年7月)継続審査で先送りしたので、再提出の為に陳情の取り消しをした(16年3月)。

◇真偽不明な記事で町長・議員を中傷、政治倫理違反調査請求(15年10月)

黒下副代表提出の調査請求で、2議員に政治倫理条例違反の指摘(16年1月)、「政治倫理確保の為に措置」として謝罪文が2議員の広報誌に掲載された(16年3月)。

◇隣の逗子市との住民サービス比較

交通・医療・商圏等で、ほぼ同一生活圏である逗子市との住民サービスの比較を行い、高額な議員報酬・職員給与と、葉山町の住民が受けているサービスが見合っているのかを検証中。

◇議会選出監査委員の守秘義務違反注意の要望書(15年11月)

議会選出の監査委員が、監査委員でしか知り得ない情報を議会で口述したことに対する守秘義務違反注意の要望書を提出。机上配布に終わったが議員に対する警告にはなった。

以上

さがみはら市民オンブズマン

事務所 〒252-0246 相模原市中央区水郷田名3-20-2
FAX専用 042-763-3202 携帯電話 090-3086-2082
代表代行・事務局長 天童靖典 会計 高田真理 会計監査 小美野耿尋
月例会 毎月第3火曜日16時～18時 相模原市民活動センター(けやき会館3階)
E-mail onbuz10@air.ocn.ne.jp

2015年度活動報告(2015年4月1日～2016年3月31日)

活動方針

1. 5月情報開示の行政費の検証
① 市の財政検証
② 外郭団体財政調査(指定管理料の調査)
2. 2014年度 政務活動費の支出状況調査(情報公開)
① 行政視察旅行・議員研修会の効果確認
② 人件費・事務所費・事務費と政務活動費との関係
3. 全国市民オンブズマンとの連携
① 9月6日～7日 兵庫大会への参加(1名参加)
② 全国市民オンブズマン情報を「市民の目」に掲載
4. 会員募集と広報活動(会報発行)

活動内容

2015年4月19日	2015年度年次総会(役員全員留任)
4月30日	市民オンブズマン通信発送(総会議事録等)
5月12日	新市議員に「市民の目」53・54号郵送する
5月19日	月例会(市財政検証・外郭団体財政検証・視察旅行・新聞購読料)
6月16日	月例会(55号訂正箇所・アンケート内容確認・新聞自宅配布是非)
7月15日	情報公開課 5会派の政務活動費情報開示
7月20日	月例会(月例会日程変更・第二日曜日 10時～12時)
7月23日	情報公開課 政務活動費情報開示請求
8月18日	月例会(56号内容検討)
9月15日	政務活動費調査(全国大会資料参考にする)
10月20日	新会員 金井氏承認・委託料調査で民主市民クラブ面談報告)
11月02日	中野事務所に下水道徴収漏れ対策会議
11月17日	57号掲載内容確認
12月15日	57号配布情報確認・会員数確認・来年から開催時間変更
2016年1月19日	会計報告と会員数報告確認・58号原稿分担・総会日を4/24に決定
2月16日	政務活動費再調査(相模経済・タウンニュース宣伝費)
3月15日	政務活動費再調査・次期役員全員留任

2015年度 総括

2015年度は、3名の方が「市民の目」を見て入会してきました。また、オンブズマン活動に共感して6名の方から寄付金で応援を貰うまでに認知され、「市民の目」が発行することができました。広報誌の「市民の目」発行が4回になりましたが、高齢者と持病で月例会出席する会員が目減りして、オンブズマン活動の先行きが不透明になりつつ心配です。月例会欠席会員と賛助会員より「市民の目」の発行と3ヶ月毎の月例会議事録送付されることが好評なことが原因で、発行する努力をさせて貰っているのが実情です。今年に入り広報誌等の校正担当者が、原因不明の病気で欠席者が1名増えました。来年度は、無理をせずに、出来ることからオンブズマンとしての活動をしていきたいと思っています。

オンブズマン大磯 代表:添田正直 連絡先:大磯町生沢 491 電話番号:0463-72-5329

1 損害賠償請求事件

(町長のした特定の団地浄化槽への維持管理費補助金は違法であって、町長はその損害を賠償せよ。)

判決:町長の裁量の範囲であって適法である。→事実の恣意的誤認があり控訴する。

控訴理由:浄化槽法に反する違法な維持管理をする団体に補助金を交付することは、違法を増長することになり違法である。→2月18日判決。

2 損害賠償請求事件

(町長らのした団地2か所に対する浄化槽及びその底地に対する固定資産税の減免は違法であって、町長らはその損害を賠償せよ。)

陳述にて裁判所から被告に対し、その合理的理由について具体的かつ網羅的に説明せよと求釈明が与えられている。

3 損害賠償請求事件

(町長らのした決裁書の内容を改ざんした契約書の虚偽の数字によって被った損害を賠償せよ。)

判決:監査請求は1年を徒過してなされ、怠る行為とするも実質的には同様であって、適法な監査請求を前置しておらず不適法である。→控訴する。

控訴理由:欺罔行為等の犯罪行為や故意の不法行為に対する損害賠償請求権は、本件売買契約が違法であるからこそ発生するものではなく、監査請求期限の制限は及ばない。

4 損害賠償請求事件

(3の監査請求を監査委員は理由なく門前払い(却下)したので国賠法に基づき大磯町は150万円を支払え。)

判決:理由がなく棄却する。→控訴理由書執筆中。

オンブズマン松田	発行	平成28年3月 1日
情報 第51号	代表幹事	日高康弘（82 2468）

露木順一先生（前開成町長・現日本大学教授他）の講演会大成功に終わる。

春一番で心配された出足を吹き飛ばすように、主催の松田商工振興会の職員が、他室から不足の椅子を運び込むのに大わらわの盛況。出席できなかった方々のため講演の概略をご紹介します。とはいえ、あの高質で豊富な内容をこの紙面で再現することは無理なので、講演で使われたパワーポイントを活用しながら一部を箇条書きで示しますので、雰囲気を感じ、出席者と共に今後の松田発展に働こうではありませんか。

講演テーマ	白抜きの文は、講師の発言でなく、発行者の感想である。	
神奈川県西部における 松田町の未来戦略 ～開成町長の経験から～	目次	3. 松田町の未来戦略
	1. 開成町の歴史	4. 酒匂川流域の町づくり
	2. 特色、教訓、課題を考える	5. オール神奈川時代

- ・振興会長の言った「開成町が人口増加率日本1になった手品を教えて」は、有りません。
- ・鳥瞰図（会場では図示）を見ると松田は正に富士と丹沢の水が合流する足柄平野の北の玄関口。さほど酒匂川の氾濫に脅かされず、歴史、地形、交通上、郡都に相応しい町だった。
- ・開成は江戸中期まで酒匂川の氾濫で流され、小さな島々に分断された。
- ・とくに1707年の宝永山の大噴火で足柄平野は大被害を受け、上・下104村の代表が小田原藩に願い書を出すも、小田原評定でままならず、直接幕府に求めた。
- ・八代将軍吉宗が取り上げてくれ、勘定奉行の大岡越前守に命じ、川崎の名主田中丘隅が派遣され、文命提が完成し、以後足柄平野は川の氾濫からほぼ守られた。

田中丘隅（1662～1729）	ここで講師の言おうとしていることは、
川崎宿名主として渡船の活用により川崎宿財政を再建する。1711年に隠居。荻生徂徠に指示し儒学を修める。その後、西国を視察し、警世の書「民間省要」を著す。	1. 人口増加率の手品はない。だからこそ官民一致協力して努力すべきだ。
幕府に取り立てられ、二ヶ領用水の改修に従事後、富士山噴火後の洪水に苦しむ酒匂川の工事に当たる。	2. 松田は恵まれすぎ甘えていなかったか
	3. リーダーは相手が国のトップであろう
	が、住民のために主張すべし。必ず通る。
	4. 官に頼るだけでなく、民需や民間の人材を生かすべきだ。と読み取れる。

開成町の誕生(1955年2月1日)
吉田島村と酒田村の合併により誕生 人口 4, 633 人 面積 6. 55 km ² 町名の由来は、2村で運営していた 1882年創設の小学校名
中国儒教の古典「易経」の「開物成務」物を開発し勤めをなす。

・松田町より46年遅く町になった。

・開成町は開成小学校から取ったが、開成の名は、
東京開成学校すなわち今の東大の前身である。

不思議なことに1909年(明治42年)松田が

惣領・庶子・神山で町になったが祝典もなく、

人口もよくわからないのである。その近くの人

口で推測するとほぼ3, 000~3, 500位

と推測される。

開成町の町づくりイノベーション(改革)

- ・自分がやったのではなく、父が町長の時、全町を都市計画区域に編入した。
- ・1965年、地域を横切りに、北部を「ふるさと」ゾーン中央部を「くらし」ゾーン南部を「ときめき」ゾーンに3分割し、あの「イケイケドンドン」のバブル全盛期に無謀な開発にストップをかけた。かなりの抵抗があったが、その町の未来への先見性があったからこそ今の開成町がある。
- ・その父の土台があって、私が具体化できた。
- ・「一点突破」…私が町長になりやった町づくりイノベーションの1つは、高齢化が進み、若者の流出を防ぐ意味で、「ふるさと」ゾーンのあじさいの町づくりである。
- ・「逆転の発想」… ついで、平野しかない町で何が出来たかを職員と話し合い、たどり着いたのが自転車である。当時国はエコや体力づくりで自転車を奨励していた。コネ無しで国に飛び込み、自転車の町として補助金を貰った。誠意と情熱さえあれば、必ず若い職員が乗ってくれるものだ。その時の国の職員は今開成町の副町長である。
- ・「温故知新」…足元の歴史の再発見と古民家の再生で瀬戸屋敷を文化の拠点とした。
- ・「財源確保」…どんな町づくりにも財源が必要である。父の時代に開発を制限された、南部の「ときめき」ゾーンがある。そこへ富士フィルムの先進研究所を誘致した。
営業により法人所得税がいつもはいるわけではないが、固定資産税は毎年はいる。
- ・「未来投資」…新設の小学校を建設。二階建てで危険も少ない。子供が増えたから学校を作るのではなく、学校を作れば子供も増えるという発想。

開成町の町づくり	1. 長期ビジョンの策定と堅持	3. 住民の町づくりへの参加
からの教訓	2. 行政のリーダーシップ	4. 議会改革の推進と行政との協働

松 田 町 の イ メ ー ジ
①古い歴史とかつての郡都
②交通の利便性の良さ
③商業の町
④松田山と桜祭り
⑤寄の自然

- ・足柄平野全体図（鳥瞰図）を見て、どう見ても足柄平野の北の玄関口である。
- ・小田急は通る。しかも急行が止まる。J Rも駅もあるし、東名も近い。
- ・開成駅にも急行が止まって欲しいが、乗降客1日10,000人強。まつだの24,000人にかないっこない。こんな便利なところが寂れるなど考えられない。

- ・ところが、選挙で駅前に立ったとき、バスは通るはタクシーも通るし、その間を縫って通勤客や学生が歩くヒッチャカメッチャカな状態。あれをどうするか。
- ・今の商店街では商業の町とは言えない。
- ・松田には寄という宝物がある。しかしあそこは危険だ。地震や富士の爆発であの道は崩れてもおかしくない。孤立したら大変である。いざというとき、秦野に逃げられるよう安全な通路を確保しなければならない。幸い菖蒲付近に新東名のインター出来るという。その点も考慮し早く取りかかるべきであろう。

松田町躍進の条件は
1) 政治対立の解消
2) 長期ビジョンの共有
3) 住民の協力体制の確立
4) 議会との共同作業

政 争 を 超 え て
増田寛也編『地方消滅』中公新書によれば 2040年松田町の人口は 6377人 松田町に対立している余裕はあるだろうか

どうする

平 野 ビ ジ ョ ン 再 考
一点突破 松田山…桜祭りに続く年間活用プラン 子育て・教育・文化・環境と連携 逆転の発想 民間主導の駅近くの住宅開発 温故知新 寒田神社・延命寺… 古い歴史の年中行事 の再現

- ・平野興二は志し半ばで倒れたが
- ・山は手を入れなければ荒れ果てる。全山公園化の意味が町民に理解されなかった。
- ・P F I（民間活力の導入）を考えたのも県西では彼だけであった。バブルがはじけてダメだったが。
- ・さすがに建設省の高級官僚で全国を回り、職をなげうって地元を再考しようとした人だった。彼のビジョンを再考すべきだ。

新松田駅前広場

- ・官民プロジェクトチーム
- ・5年で構想立案
- ・組合結成
- ・10年で完了

今後松田はどうすればよいか。

- ・プロジェクトチームには、開発専門家・地主・商店主
民間企業の専門家・消費者・駅利用者を入れる。
- ・松田町の基盤整備の中心となる。
- ・組合施行の区画整備事業方式で

寄の活性化

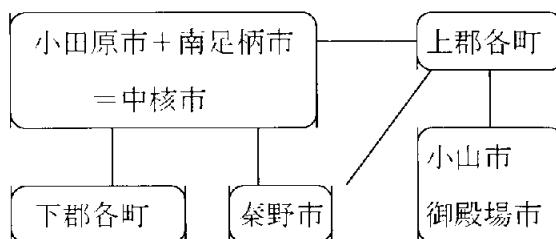
- ・災害時の孤立化防止の基盤整備事業とセットで展開
- ・第2 東名秦野・莒蒲インターチェンジへのアクセス道路の整備

町の魅力アツプを目指して

最先端企業
との連携

教育・
人づくり

足柄地域のイメージ図



広域連携の強化

- ・酒匂川流域市町・神奈川県・
静岡県・国との連携強化



- ・富士山噴火降砂 ・酒匂川洪水
- ・松田山土砂崩れ

オール神奈川体制

特別自治市
構想の推進

自立度
アップ

流域単位の
連携推進

神奈川県
役割特化

県庁移転

紙数の関係と、録音機と記録の未熟さで、講演内容がこの紙面で完全には読み取れないと思うが、終わって多くの人から「良い講演だった」と感謝され、労を執った甲斐があった。肝心なことは、あの講演を聴き、多くの町民が挑発され、「ようし松田町を一層住みよい町に一緒になってしていこう。」と思い。協働していくことである。講師の言う。「誠意と真実さで当たれば必ず相手に通じる。」を合い言葉に、この困難で、見方によっては夢のような、当たり前の大仕事を成し遂げ、次代を背負う子ども達に、残してやろうではないか。もう政争をやっている余裕はない。

ちがさき市民オンブズマン 2015 年度活動報告

2015 年

- ・ 11 月 11 日 ちがさき市民オンブズマン発足。

事務所：茅ヶ崎市新栄町 1-1 山路ビル 3F ハマヒルガオ

代表幹事：本間弘彦、中村 司

ホームページ：<http://chigasakiombudsman.jimdo.com/>

2016 年 3 月末会員数 9 名

- ・ 会発足前に会員が行った、要綱で設置された「国道 134 号沿線の活性化に関する有識者会議」が地方自治法 138 条の 4 第 3 項違反を問う住民監査請求に対し、12 月 11 日に以下の監査委員の判断が下された；

1. 有識者会議法第 138 条に規定する 4 第 3 項に規定する付属機関であると認められ、違法に設置された存在と求めざるを得ない。
2. 有識者会議の委員に対する報酬を条例の規定に基づくことなく、これと異なる報償費による謝礼としての支出したことは、違法な支出であったと判断せざるを得ない。
3. 損害の有無については、市が実際に役務の提供を受けているので、委員に対し対価の支払い義務を負っている。対価についても社会通念上不当な水準にないので、違法な公金の支出であっても本市に損害が生じたとは言えず、市長に対する損害賠償請求は棄却する。

監査委員の指摘を受けて、市は 11 の有識者会議を見直し中で、本年 7 月に議会の承認を得る予定。

2016 年

- ・ 2 月 6 日に開催された茅ヶ崎公園テニスコートの設計に関する市の説明会において、騒音対策のために設置する 5.5m の防音壁の高さを低くする北側住民の要望に対する市の対応に問題があった。このため、住民代表を副市長に面談する機会を設定した結果、その後 2 回の市との意見交換会を経て、防音壁を住民の望む 2.4m に引き下げるが出来た。
- ・ 柳島スポーツ公園の総合評価方式による入札結果、価格では二番札の地元企業が受注した。審査講評に疑問があったため、これを追求した結果、説明責任を果たすため、今後の総合評価方式による入札に関しては、評価に関する審査委員会の議事録を必ずとること、及び入札者のプレゼンテーションを公開することになった。
- ・ 地元企業との官製談合の疑いについて公正取引委員会に提訴したが、証拠不十分として、提訴は拒否された。
- ・ 茅ヶ崎ゴルフ場にある県有地の利活用に関する事業者募集を行っている。ゴルフ場の開発は県下最大のクラスター（延焼運命共同体）を抱える周辺住民にとって逃げ場を失うことになる。死傷者が出た場合の損害賠償請求は莫大なものになるので、契約締結差し止めを求めて住民監査請求を準備中。

平成27年度横須賀市民オンブズマン活動報告

平成28年4月23日
横須賀市民オンブズマン
代 表 一 柳 洋

1 会議等（場所は原則、事務局会議は湘南よこすか法律事務所、全体定例会はヴェルクよこすか）

平成27年4月19日 立ち上げ準備役員会
5月12日 同
5月30日 設立総会
6月28日 事務局会議
7月18日 全体定例会
8月16日 事務局会議
9月27日 事務局会議
10月18日 事務局会議
11月15日 事務局会議
12月20日 全体定例会
平成28年1月17日 事務局会議
2月21日 全体定例会
3月20日 事務局会議

2 活動内容

- (1) 横須賀市長の情実人事等に対して、議会で追及すべきであるとの照会状を横須賀市議会議長に提出。後に百条委員会設置に繋がった。
- (2) 市議の政務活動費につき、精算払（出来高払）方式にすることの請願をした。その請願は可決されなかったが、これまで年1回の報告だったものが、年2回報告することになった。
- (3) 吉田市長の訪米につき、監査請求をしたが、請求は却下された。
- (4) 担当を決め、議会での質問をチェックして報告し合い、評価をした。

3 今後の課題

- (1) 市議の議会での活動につき、本会議での質問を検討し、市議の評価方法を確立し、それに基づき各市議の評価をすること。
- (2) 特別職の退職金につき、適正な額なのか検討すること。
- (3) 人口が減少するなか、議員定数を減らすように運動をすること。
- (4) 政務活動費、特に海外への渡航につき、その必要性等を検討すること。
- (5) 地方自治の意義・重要性につき、市民に理解をしてもらえるような活動をすること。

以上

かながわ市民オンブズマン

〒231-0007

横浜市中区弁天通2-21 アトム関内ビル3階
(大川法律事務所 内)

<http://homepage2.nifty.com/kana-ombuds/>

E-mail kana-ombuds@nifty.com

FAX. 045-664-7822